



教 学 第 1 4 5 号
教 保 第 5 2 号
令 和 2 年 4 月 23 日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

臨時休業措置の基本的な考え方等について

このことについて、本日開催された岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において協議され、下記のとおり対応することとしました。

については、下記に掲げる留意事項を踏まえ、適切に対応願います。

記

1 臨時休業措置の基本的な考え方について

(1) 感染者が県立学校の児童生徒等又は教職員の場合

(ア) 感染した児童生徒等の出席停止又は教職員の就業禁止

(イ) 感染者が確認された学校を2週間程度の臨時休業

(ウ) 当該学校が所在する市町村の他の県立学校についても、2週間程度の臨時休業

(エ) 当該学校が所在する市町村を所管する保健所長及び管内市町村教育委員会と協議、管内又は生活圏（通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲等）にある学校の臨時休業の可否を判断

(2) 感染者が県立学校の児童生徒等又は教職員以外の場合

(ア) 感染者が確認された市町村を管轄する保健所長及び当該市町村教育委員会と協議、当該市町村に所在する県立学校の臨時休業の可否を判断

(イ) 当該市町村を所管する保健所長及び管内市町村教育委員会と協議、管内又は生活圏にある学校の臨時休業の可否を判断

2 休業期間中の留意事項について

(1) 家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じた上で、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。家庭学習のための教材等を作成する場合には、児童生徒等の自学自習を促す等の観点から、教科書との関連付けを行うなどの工夫を行うこと。併せて、日々の教育活動において、自学自習に向けた指導を行うこと。

なお、児童生徒等の発達段階や実態等を踏まえ、プリント教材等に加え、動画やオンラインシステムを通じた指導も考えられること。

(2) ホームページや一斉配信メールを活用する等、児童生徒等及び保護者への連

絡体制を確立すること。また、児童生徒等及び教職員の保健管理等を引き続き行い、発熱等の症状がみられる場合や濃厚接触者となった場合等についての情報収集を図ること。

(3) 部活動については、禁止とする。ただし、検温等の健康管理や密閉・密集・密接の「3つの密」を避けるなどの感染防止のための取組を行った上で、児童生徒等が散歩やジョギングなどの適度な運動をとることは構わない。

(4) 特別支援学校においては、令和2年3月2日付け「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」に基づきながら、保護者や放課後等デイサービス事業所と連絡・調整を行うこと。併せて、以下の点について確認及び検討を行い、教職員の指導体制等を考慮した上で、感染防止対策を講じながら、児童生徒等の居場所の確保に係る対応を可能とするものであること。

- 給食提供について
- 通学バスの運行について
- 寄宿舎の利用について
- その他、学校での預かり対応実施に当たり必要な事項について

なお、臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考え、慎重に判断すること。

(5) 自校での感染者が確認されていない場合には、児童生徒等の学びの保障や心のケア等のため、分散登校等の感染防止の措置を講じた上で、登校日を設定することも考えられること。

【担当】

高校教育に関すること	学校教育課高校教育担当 (TEL:019-629-6140)
特別支援教育に関すること	学校教育課特別支援教育担当 (TEL:019-629-6142)
健康・安全管理等に関すること	保健体育課学校健康安全担当 (TEL:019-629-6188)
部活動等に関すること	保健体育課学校体育担当 (TEL:019-629-6190)